

## 再商品化の費用負担

### 負担比率は適正か 問題提起した裁判例

今回は、容器包装リサイクル法（容リ法）の規定する再商品化の費用負担について合憲性が問われた裁判例（東京地判平成20年5月21日）を紹介します。

この事案は、容リ法11条2項2号口に規定される業種別特定容器利用事業者比率が憲法に違反するとして小売業（スーパー）を営む特定事業者（X）により訴えが提起されました。この比率について例を挙げて説明しますと、一つの容器に対し、容器包装を利用して商品を販売する事業者（利用事業者）が1社、容器包装を製造している事業者（容器等製造事業者）が1社存在するとします。1個分の容器のリサイクルは、それぞれが利用・製造の分類による負担比

率に基づき義務を果たすことで成り立ちます。

義務の案分は、拡大生産者責任の考え方に即して、どのような容器包装を利用するか最終的な選択権、つまり、使いたい容器包装を決定することができる利用事業者は容器製造事業者よりも再商品化の責任が大きいものとして負担を多くしています。この利用事業者の負担する比率が容器製造等事業者に比べ重すぎるので憲法に違反するのではないかというのが利用事業者であるXの主張でした（下図参照）。

裁判所は、業種別特定容器利用事業者比率は、特定事業者各自の再商品化すべき量を、販売額を基礎として案分するものである。拡大生産者責任の考え方に依拠した合理的な定め方であり、再商品化を促進するという容リ法の立法目的と合理的

な関連性を有すると判断し、Xの請求を退けました。結果として、Xの主張は認められなかったわけですが、当時における容器包装の環境負荷の程度を考慮し、再商品化義務の負担割合が適切かどうか、国に対し問題提起を行ったという点で重要な意味を持つものと考えられます。

### 制度と実情の変化 考える機会に

この事案は2005（平成17）年のものであり、古い案件といえます。しかし、1995（平成7）年に容リ法が制定さ

れ、その後の2006（平成18）年の改正から既に18年が経過しています。容リ法を取り巻く環境が変化している中、現在の運用がニーズと制度内外の実情変化に即しているのか、見直しの必要はないかなど、過去の事

### 事案の概要（イメージ図）

#### <事実の概要>

- 1個分の容器包装のリサイクルは、利用事業者と容器製造等事業者がそれぞれ義務を案分
- 利用事業者が再商品化責任を負担する比率は容リ法11条2項2号口にに基づき国が定める
- 小売事業者（利用事業者）Xは、この負担比率（業種別特定容器利用事業者比率）が容器製造等事業者の負担比率と比べ、利用事業者にとって過重な負担であると考えた
- 負担比率を定める容リ法の規定は憲法14条1項の「平等原則」に違反すると主張

#### <比率案分のイメージ>

容器製造等事業者負担率 約5%

利用事業者  
負担率 約95%



- 設計を熟知している容器製造等事業者が容器包装を決める主な選択権を有している！
- 容器製造等事業者を優遇する容リ法の規定は拡大責任者責任の趣旨に反し、不公平だ！

小売事業者（利用事業者）X 再商品化義務は毎年度履行している

#### <請求棄却（確定）>

- 容器包装に関する主な選択権があるのは、利用するか否かを最終的に決定できる利用事業者
- 負担比率の定め方は、拡大生産者責任の考え方に依拠した合理的なもので、再商品化を促進するという容リ法の立法目的と合理的な関連性がある
- よって、不合理な差別があるわけではなく、「平等原則」に反しない



案を参考にすることは、今後の容リ制度の適正な運用に向け、有益な検討材料となるものと考えられます。

さて、23年4月から9回にわたり掲載された「詳しく知りたい！容リ法」シリーズですが、今回で最終回となります。1年間で愛読くださり誠にありがとうございました。

さらに詳しくお知りになりたい方は、日本容器包装リサイクル協会ホームページまでアクセスいただけます。

